

きずな



《今月の笑顔》

株式会社 八王子ひなた不動産

みなみ
南めぐみさん



租税教室 前期報告

～一期一会の租税教室

講師は入念に準備して臨んでいます～



タックスコーナー

「防衛特別法人税が創設されました」



特許コラム「特許にできるの？から始める特許の基礎知識」

第2回 新規性と進歩性



公益社団法人
八王子法人会

小学校

租税教室



～小学校生活で一度限りの租税教室、講師は入念に準備して授業に臨みます～

租税教育事業に積極的に取り組んでいる社会貢献委員会と青年部会では、小学校租税教室への講師派遣を行っています。

今年度は、7月までの1学期だけで、16校、30時限の租税教室を担当し、延べ776名の児童に32名の講師が教壇に立ちました。一期一会の貴重な時間に、講師たちは準備を進め、子どもたちにとって、小学校生活で一度限りの租税教室の授業に臨みます。

「税金」とは何か、どのようなところに使われ

ているのか、正しい知識を身につけ、将来を担う子どもたちに税の大切さを伝えていきます。講師たちの伝え方はそれぞれ違います。「パワーポイント」、「パネル」、「紙を組み合わせて表示する方法」など、講師によって授業の進め方には様々な形が見られました。

租税教室は2学期以降も開催され、新たな情報や、伝わりやすいやり方なども取り入れながら、より理解できる内容へ、日々改良しながら授業内容を検討し、実践していく予定です。



「特許にできるの？から始める特許の基礎知識」

第2回 新規性と進歩性

登場人物 社長：中小企業の社長。特別な成分を添加したコーヒーを開発し、特許を取得できないか相談している。

弁理士：経験豊富な弁理士。社長さんからの相談を受ける。

弁理士「今回は、特許の対象として『物』『方法』『製造方法』があることを説明しました。今回は、『新規性』と『進歩性』について説明します。」

社長さん「よろしくおねがいします！楽しみです！」

弁理士「まず、前提として、特許は申請（出願）しただけでは認められません。特許法では、特許にできない理由が『拒絶理由』として挙げられています。審査官は、この『拒絶理由』に当たるかについて審査し、特許出願に『拒絶理由』が見当たらない場合には、特許となります。いくつかある『拒絶理由』のうち最も大事なものが『新規性』と『進歩性』になります。」

社長さん「なるほど。『拒絶理由』を回避できれば特許を取得できるんですね。それではその拒絶理由のうちの『新規性』と『進歩性』について具体的に教えてください。」

弁理士「はい。まずは、『新規性』から説明しますね。『新規性』とは、その発明が出願前にまだ世の中に知られていないこと、つまり“新しい”ことを意味します。もし、出願前に誰かが同じ発明を公開していたら、その時点で特許は取れません。」

社長さん「私の発明ですが、特別な成分を添加したコーヒーです。特別な成分をコーヒーに添加したこと自体は知られていませんが、この成分自体は、別の食品によく添加されている成分として知られています。知られている物同士を組み合わせるから、新しくないのではないのでしょうか？心配になってきました。」

弁理士「ご安心ください。発明が全体として新しければ新規性を有します。この場合、『組み合わせ』が新規といえます。」

社長さん「よかったです！新規性についてよくわかりました。次に、『進歩性』とはなんですか？」

弁理士「進歩性とは、その発明が当業者、つまりその分野の専門家が簡単に考えつくものでないことを意味します。たとえ新しい発明であっても、専門家が簡単に思いつくようなものであれば特許は認められません。例えば、既存の技術を少し改良しただけのものは進歩性がないと判断されることがあります。しかし、複数の技術を組み合わせる際に新しい方法や特定の工夫が必要であったり、予想外の効果が現れる場合は進歩性が認め

られる可能性があります。」

社長さん「今回の発明で使用する特別な成分は、飲み物には添加しない成分ですし、『飲むだけで眠気が吹き飛ぶ上に、集中力がぐんと上がる』という効果もあるから、進歩性はありそうですね？」

弁理士「ご名答です！ただし、審査ではどんな先行技術が挙げられるかわかりませんので、油断は禁物です。」

社長さん「非常にわかりやすい説明をありがとうございました。新規性と進歩性の重要性がよく理解できました。」

弁理士「次回は、特許権の効力について詳しく説明します。特許はただ取得すればよいものではありません。その権利範囲について考えていきましょう。」

社長さん「勉強になります！引き続きよろしくお願いします！」

ポイントまとめ

- ・特許を取得するためには発明が新規性・進歩性を有する必要がある。
- ・新規性とは、その発明が出願前にまだ世の中に知られていないことを意味する。
- ・進歩性とは、その発明の分野の専門家が簡単に考えつくものでないことを意味する。



■筆者紹介 後藤仁志

かもめ特許事務所 東京支所代表・弁理士
特許を中心として、国内のみならず海外展開を含めた知的財産権の取得を得意としている。得られた知的財産権の活用、営業秘密の管理やライセンス契約等についても支援可能。

特許や商標等の知的財産についてお困りの方に、日本弁理士会関東会では貴社のご事情に合わせて専門の弁理士を紹介しています。詳細は以下をご参照ください。

<https://www.jpaa-kanto.jp/consultation/introduce/>

社会貢献委員会

「いちよう塾公開講座」へ講座提供を実施 ～「相続税」をテーマに一般市民107名が受講～



▲会場：八王子市学園都市センター イベントホール



▲講師：税理士 小林友博氏

社会貢献委員会では、東京税理士会八王子支部、八王子税務署と合同で、「いちよう塾公開講座」への講座提供を行っています。

7月8日に、今年度の1回目の講座提供が行われ、「相続税」をテーマに、一般市民107名の受講がありました。「相続税」をテーマとした公開講座は、毎回大勢の市民の参加がありますが、今回は例年にも増して多

くの方にご参加いただき、同内容は、今後も提供させていただきたい内容です。

今後は10月24日に、「所得税、相続税、最近の改正内容と暮らしへの影響」をテーマとした講座のほか、11月28日に「地球温暖化防止活動実践講座」の講座提供を予定しています。

東地区

防犯セミナーを開催

八王子警察署生活安全課課長が解説 ～それって犯罪かも!?～



▲特殊詐欺の最新情報に注目しながら聴講しました



▲講師：八王子警察署 生活安全課 課長 吉井秀樹氏

7月3日、警視庁八王子警察署 生活安全課長 吉井英樹 警視の講師による「防犯セミナー」が、東地区の企画で開催されました。当日は『それって犯罪かも!?』と題し、特殊詐欺や闇バイトの現状について、事例をもとにご説明いただきました。最初に、八王子市内における特殊詐欺の件数が伝えられました。令和5年度は約90件、令和6年度は約150件、令和7年度は5月の時点で約130件だそうです。このデータからも分かるように、

あれだけニュース等で騒がれているにも関わらず、発生件数は増加傾向だそうです。それだけ手口も巧妙になっているとのことでした。なお、特殊詐欺には現在12のパターンがあるそうですが、八王子市で最も多い詐欺は「お金が戻る」など、市役所の職員を騙った内容だそうです。また、最近増えてきているのがSNSを活用した“投資詐欺”。「何か変だ!! 怪しい!?と感じた時は、まずは警察に相談してください」とのことでした。

研修委員会

北八王子地区

「ITセミナー」を開催

AIで仕事が変わる ～生成AIの便利さを実感～



▲実際に操作しながらAIの便利さを実感いただきました



▲講師：アイテレコム株式会社／DX学校八王子校
IT導入診断士 杉谷 輝氏

7月17日に「AIで仕事が変わる」をテーマとしたITセミナーが開催されました。このセミナーは、生成AIの便利さを実際に感じていただくことが狙いでした。まず、講師（アイテレコム株式会社／DX学校八王子校 IT導入診断士 杉谷 輝氏）より、自分の経験も踏まえた生成AI（このセミナーではGoogleのGemini）の活用事例をご紹介いただきました。大まかなイメージが出来たところで、自分のスマートフォンにGeminiの無料版をダウンロードし、準備さ

れた課題をまとめるための命令をGeminiに伝えると…。「スゴイ!!」「何これー!!」との声上がり、生成AIの便利さと賢さを実感できました。しかし講師からは、「生成AIは便利ですが、出てきた答えは100点ではありません。あくまでも補助として活用し、自分で内容を精査し100点のものにして下さい」との注意がありました。なお、北八王子地区でも、ほぼ同じ内容のセミナーが7月24日に開催されました。

元八地区

「社員・家族の集い」を開催

～起震車乗車体験・税金クイズを実施～



▲皆さまのご協力により開催することができました



▲起震車乗車体験では、子供から大人まで震度の違いと揺れの激しさを体験



▲坂本地区長からご挨拶がありました

7月19日に、夏の恒例事業の「社員・家族の集い」が、「夕やけ小やけふれあいの里」で開催されました。これまで日曜日に開催してきましたが、今年は3連休最初の土曜日開催で参加者数が読めない中、59名に参加いただきました。「バーベキュー大会」においては、会場へ機材や、新鮮な食材を届けていただき、開始から後片付けまで、皆様のお力添えにより、滞りなく進めることができ

ました。

また、八王子市防災課から、起震車をお借りし、震度7までの揺れを親子で体験するなど、揺れの大きさを実感しました。

会場では後半に「税金クイズ」を実施。小さな子供たち含め、参加者全員にノベルティを用意しました。熱中症など心配されましたが、事故なく無事に終えることができました。

青年部会

新体制最初の「交流事業」／「研修事業」を開催

～歓迎会には42名、セミナーには34名の部会員が参加～



▲高尾山ビアマウントには大勢の部会員が集まりました



▲ガトーショコラ専門店 fam 代表 金丸博明氏



▲講師の焼肉ホルモン 恭や 代表 黒沼恭文氏

梅田友章 青年部会長 体制になって最初の「交流事業」・「研修事業」が、ともに7月に開催されました。まずは、7月4日に開催された『新部会員“歓迎会”』（交流事業）。この事業の趣旨は、2024年4月以降、青年部会に所属された方々に、もっともっと青年部会を有効活用するためのキッカケにして欲しいということです。当日の会場である高尾山ビアマウントに集まった42名のうち15名が新部会員でした。この15名のうち、初参加という方がほとんどでしたが、すぐに馴染み新たな交流が生まれていました。

そして、7月23日に開催された「経営セミナー」（研修事業）は、青年部会のメンバー2名（ガトーショコラ専門店 fam 代表 金丸博明氏／焼肉ホルモン 恭や 代表 黒沼恭文氏）が講師を務めました。2人とも脱サラから、それまでの職種とは全然違う“飲食業の道へ”。今の事業を始めた経緯や商品・経営に対する拘り、目指しているところなどをお話いただきました。「交流事業」並びに「研修事業」、どちらも大変内容の濃い事業となりました。

従業員の退職金準備は

東法連特定退職金共済制度

東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由！

その1	東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
その2	従業員のための退職金を計画的に準備できます
その3	掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
その4	掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
その5	退職一時金は退職所得控除の対象になります
その6	ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
その7	簡単な申込手続で加入できます

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

公益財団法人
東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・
お問い合わせは



公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件と税額控除割合

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 野川悟志



リサ 法人税における賃上げ促進税制は3種類あると聞きました。どのような措置がありますか？



サキ先生 この制度は従来全企業向けと資本金等の額が1億円以下の一定の法人が対象となる中小企業向けの2種類でしたが、令和6年度税制改正で、常時使用する従業員の数が2000人以下の法人が対象の中堅企業向けが新たに設けられ、3種類となりました。さらに、中小企業向けでは、当期の法人税額から控除できなかった分を5年間繰り越すことができることとされました。



リサ それぞれの措置の適用要件にはどのような違いがありますか？



サキ先生 まず全企業向けと中堅企業向けは継続雇用者の給与等の支給額が前期から3%以上増加している場合に適用があるのに対し、中小企業向けは雇用の継続に関わらず雇用者の給与等の支給額が前期から1.5%以上増加している場合に適用がある点に違いがあります。また、全企業向けと中堅企業向けには追加される要件があります。資本金等の額が10億円以上で、常時使用する従業員の数が1000人以上などの場合には、給与等の支給額の引上げ方針（マルチステークホルダー方針）をインターネットで公表するなどの要件があります。



リサ 全企業向けと中堅企業向けの継続雇用者は、どのように判定するのですか？



サキ先生 継続雇用者は、当期と前期の全期間において給与等の支給がある一定の雇用者とされています。



リサ 中小企業向けでは中途入退社に係る雇用者の給与等を把握する必要がないようです

ので、まずはこの措置を検討してみます。中小企業向けの税額控除割合はどのようになっていますか？



サキ先生 2025年5月期決算で適用するとして、雇用者の給与等の支給額が前期から1.5%以上増加している場合には増加額の1.5%が法人税額から控除されます。これは標準的な控除割合です。なお、給与等に充てるために他の者から支払いを受ける金額がある場合には、これを給与等の支給額から控除するなどの点には注意してください。



リサ このほかにどのような控除割合がありますか？



サキ先生 控除割合の上乗せ措置があります。まず、給与等の増加割合が2.5%以上である場合は1.5%が上乗せされます。また、教育訓練費が前期から5%以上増加し、かつ、教育訓練費の雇用者の給与等に対する割合が0.05%以上である場合には1.0%が上乗せされます。さらに、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進に積極的な企業が認定される「くるみん認定」や「えるぼし認定」等を受けている場合には5%が上乗せされます。



リサ これら3つの上乗せ措置の要件をすべて満たしている場合にはどのようになりますか？



サキ先生 すべての要件を満たしている場合にはそれぞれ1.5%、1.0%、5%の合計3.0%が上乗せされますので、標準的な控除割合の1.5%に上乗せ分の3.0%を加えて、最大4.5%となります。ただし、控除額は法人税額の2.0%が限度となりますので注意してください。



■筆者紹介

野川悟志（のがわ・さとし）

福岡県出身。国税庁課税総括課、国税局法人課税課などを経て、東京都品川区で税理士登録。近著『知っておきたい中小企業の税務・法務・労務・許認可』（共著、大蔵財務協会）、『税務図解の技法』（大蔵財務協会）など。

防衛特別法人税が創設されました

国 税 庁

令和7年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）（令7改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防確法）」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

これに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税の納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となります。

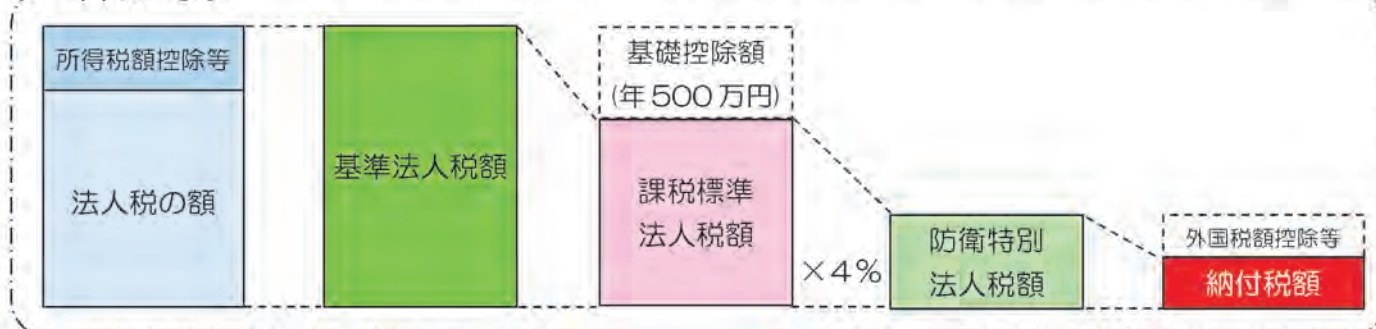
（注）防衛特別法人税額が0であっても申告は必要となります。詳しくは1（6）をご確認ください。

なお、防衛特別法人税の申告書は、法人税及び地方法人税の申告書と一体の様式となっています。ただし、別表一及び別表一の二の様式では、防衛特別法人税の記載欄は法人税及び地方法人税の記載欄とは別葉になりますので、提出を忘れないようご注意ください。

1 防衛特別法人税の概要

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、令和8年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年500万円を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告し、納付することが必要となります。

＜イメージ＞



(1) 納税義務者

防衛特別法人税の納税義務者は、各事業年度の所得に対する法人税を課される法人とされています（防確法8）。

(2) 課税事業年度

防衛特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度とされています（防確法11）。

（注）その法人が通算子法人である場合には、その法人に係る通算親法人の令和8年4月1日以後に開始する事業年度の期間内に開始するその法人の事業年度が課税事業年度とされています（防確法11）。すなわち、通算子法人については、その通算子法人に係る通算親法人の事業年度が令和8年4月1日以後に開始する事業年度かどうかで課税事業年度に該当するかどうかを判定します。

(3) 基準法人税額

防衛特別法人税の基準法人税額は、内国法人の場合、その内国法人の法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（※）により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）とされています（防確法10-1）。

（※）法人税の税額の計算に関する法令の規定には、次の規定を含まないこととされています（防確法10-1）。

- ① 所得税額の控除（法法68）、② 外国税額の控除（法法69）、③ 分配時調整外国税相当額の控除（法法69の2）、④ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法法70）、⑤ 税額控除の順序（法法70の2）、⑥ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除（措法42の12の6⑥⑦）、⑦ 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額（⑥の措置に係る部分に限ります。）（措法42の14①④）、⑧ 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措法66の7④、66の9の3③）

(4) 課税標準

防衛特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、内国法人の場合、次の場合の区分に応じそれぞれ次の金額となります（防確法 13①②）。

イ 下記ロ以外の場合……各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額

ロ 各課税事業年度の基準法人税額に特定同族会社の特別税率（法法 67①：留保金課税制度）により加算された金額がある場合……次の金額の合計額 <下記の計算イメージを参照>

(イ) その課税事業年度の加算前基準法人税額（※）から基礎控除額を控除した金額

（※） 加算前基準法人税額とは、基準法人税額から留保金課税制度により加算された金額を控除した金額をいいます（防確法 13②ニイ）。

(ロ) その課税事業年度の基準法人税加算額（※）から上記(イ)で控除しきれなかった基礎控除額（基礎控除残額）を控除した金額

（※） 基準法人税加算額とは、基準法人税額のうち留保金課税制度により加算された金額をいいます（防確法 13②ニロ）。

○ 基礎控除額

基礎控除額は、年 500 万円とされています（防確法 13③一）。

（注 1） 通算法人の場合には、500 万円を各通算法人の基準法人税額又は加算前基準法人税額の比で配分した金額とされています（防確法 13③二）。

（注 2） 課税事業年度が 1 年に満たない法人は、「500 万円を 12 で除し、これにその課税事業年度の月数（1 月未満の端数は切り上げます。）を乗じて計算した金額」となります（防確法 13③⑨）。

○ 基礎控除残額

基礎控除残額は、上記の基礎控除額から加算前基準法人税額を控除した金額とされています（防確法 13④一）。

（注） 通算法人の場合には、基礎控除額の残額を各通算法人の基準法人税加算額の比で配分した金額とされています（防確法 13④二）。

通算法人以外の法人が留保金課税制度の適用を受けた場合の課税標準法人税額の計算

<計算イメージ>



(5) 税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に 4 % の税率を乗じた金額となります（防確法 14①、15）。

なお、法人税及び地方法人税において外国税額控除の適用を受ける場合で、法人税の額及び地方法人税の額から控除しきれない金額があるときは、防衛特別法人税においても外国税額控除の適用を受けることができます（防確法 16）。

（注 1） 外国税額控除のほか、税額控除規定として、分配時調整外国税相当額の控除（防確法 17）、控除対象所得税額等相当額の控除（防確法 18）及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除（防確法 19）が設けられています。

（注 2） 税額控除は、①分配時調整外国税相当額の控除、②控除対象所得税額等相当額の控除、③仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除、④外国税額控除の順序で行うこととされています（防確法 20）。

カリキュラムの整った幼児教育 保護者への育児サポート体制も充実

昭和49年、建学の精神を基に子ども達一人一人の個性と心を「鈴」(ベル)にたとえ園名を「セント・ベル」(聖なる鈴)と名づけスタートしました。1学年70名、3学年210名の園児が学んでいます。14時～18時までの延長保育も利用可能。今年度よりステーションバスを開始し、園児を八王子駅、西八王子駅などまで送り届ける体制も整えました。「幼児教育のカリキュラムをしっかりと整え、小学校に向けての土台作りをしています。」(野口副園長)

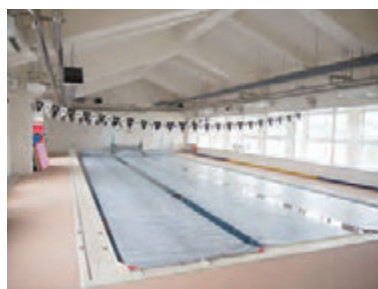
「子ども達、保護者の方へ寄り添い、日々取り組んでいます。親と子どもだけの家庭も多くなり悩みの相談が出来ず、子育てを頑張っている保護者の方が多くいらっしゃいます。子どもが卒園してから悩みをご相談いただける幼稚園です。勤続年数が長い先生が多く、気軽にいつでも相談できることが特徴ですね。」(鈴木園長)「非常に働きやすい職場で、先生達も気持ちよく勤務できています。」(野口副園長)

「八王子市未就園児すくく通園事業」 により入園前に体験が可能

「今年度より当園では、『八王子市未就園児すくく通園事業』を始めました。現在定員一杯ですが、1歳・2歳の子を対象に、親子分離で週1回2時間保育を行っています。お迎えの時間に保護者の膝の上で絵本を読み聞かせをし、降園してもらっています。」(野口副園長)「先生全員で力を合わせて頑張っています。育児休暇中の親御さまで、お子さまのセント・ベル幼稚園体験をご希望の方は、お気軽にご連絡ください。」(鈴木園長)



令和2年4月より、清潔な新園舎でのびのびと園生活を送っています



1年中入れる温水プールを完備、保護者の方も見学可能です



災害時のインフラも完備されているホール



鈴木園長(左から4番目)、野口副園長(右から4番目)をはじめスタッフの皆さま

〒193-0831
八王子市並木町33-2
電話: 042-661-2619
FAX: 042-664-8669
<https://stbell-int.com/>



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



▼今月の笑顔は、「株式会社八王子ひなた不動産」を訪問し、代表取締役の南めぐみさんにお話を伺いました。

▼お店の前に大きく書かれた看板や、ホームページに書かれた「仲介手数料無料」が目に入ります。店内は白を基調として、やさしい雰囲気が伝わります。

2021年8月に開業し、スタッフ5名体制で他の不動産屋とは一味違ったアピールポイントにより、お客さまの増加に繋がっています。

▼「個人向けの土地、マンション、戸建ての物件購入、売却を中心に取り扱っています。国内外の投資物件なども取り扱います。当社は物件購入のお客さまからは仲介手数料はいただいていません。物件は高額な買い物ですから、一般的に3パーセントといわれる仲介手数料も、高額になってきます。手数料の浮いた金額で、住宅備品などの購入費用として使っていただけるのではないのでしょうか」

▼八王子市内を中心に事業を展開する同社は、きめ細やかなご紹介が可能だそうで、「八王子市内の物件の周辺環境や、道路事情など、土地勘がありますので、お客さまのお求めの環境について伺いながら、ご希望に合った物件をご紹介させていただきます」

▼「物件売却をご検討のお客さまには、すぐに買い手のお客さまを見つけさせていただきます。外部の媒体を使う宣伝はほとんど使っていないですが、YouTubeやInstagramなどのSNSの活用や、ご成約いただいたお客さまに「口コミ」をご記入いただき、評判を広げていっていただいています」



代表取締役

みなみ
南めぐみさん

▼休日は、子どもと過ごすそうで、「ディズニーは好きですね。休日はできるだけ一緒に過ごすようにしています。店内に、お子さま連れのお客さまで、商談中、お子さまが過ごすことができる、ディズニーのおもちゃが置いてあるスペースがあります。女性のお客さまも多くご来店いただき、高評価をいただいています。住宅などの購入や、売却をご検討の方はお気軽にご連絡ください」

〒193-0386

八王子市日吉町13-36

電話：050-5526-2826

FAX：042-633-0181

営業時間

10：00～19：00

定休日

火曜日・水曜日



■八王子税務署異動速報・抜粋

*氏名敬称略、()内は前任地

八王子税務署では、去る7月10日付で定期人事異動がございました。法人会に関係する新しい幹部の皆様を速報でご紹介いたします。

署長	木村美由紀	(仙台国税不服審判所・審判部・部長審判官)
法人担当副署長	山海隆俊	(国税庁・長官官房・参事官主査)
法人課税第1部門統括官	大河原千春	(鯉沢税務署・法人統括官)
法人審理上席	中岡泰	(甲府税務署・法人担当審理官)
源泉審理上席	佐野友紀子	留任
法人課税第1部門審理官	松井祐太	留任

※署長・副署長の着任インタビューと、その他の幹部の方々の顔写真を9月号に掲載いたします。

発行者 公益社団法人 八王子法人会
編集者 公益社団法人 八王子法人会
発行所 公益社団法人 八王子法人会
第50巻 第5号通 巻537号
会長 清宮 仁
広報委員長 小林 一 仁
東京都八王子市大横町14-25
電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566

発行日 令和7年8月5日
印刷 スズキ美術印刷(株)
東京都八王子市南町9-8
電話(042)626-2600(代)

多摩の 自然さんぽ

写真・資料提供

小林健人氏

マユタテアカネ

夏の夕暮れ時、足もとの茂みでじっとしている赤トンボを見つけた。雑木林の日陰などに棲むマユタテアカネという種類です。辺りがどんどん暗くなる中、試しに触っても逃げようとしません。そう、これは寝ているのです。トンボは昼行性なので、暗くなると一部の種類を除いて眠りに付きまです。眠るといっても、「原始睡眠」と呼ばれるもので、脳ではなく体だけを休める休眠です。熟睡して気付かないのではなく、脱力していて動かない、ということなのでしょう。魚や両生類なども、人間のような睡眠をとることはせず、原始睡眠を行っています。金縛り状態のトンボはかなり無防備に見えますが、周りの草木に紛れていれば安心なのかもしれません。

ところで、マユタテアカネのトレードマークは顔面にある2つの黒い斑紋です。マユタテアカネという名前も、眉斑と

呼ばれるこの斑紋を眉毛に見立てたもの。そもそも目の下にあるのだから、眉というよりは鼻の位置なのではないかという疑問はさておき、この「眉立」という表現が聞き慣れなかったので調べてみました。

結論からいうと、「眉立」とは、どうやら平安時代の貴族間で流行した「麻呂眉」のことを指すようです。奈良時代には唐の影響で細い眉が主流だったそうですが、平安時代に入ると国風文化の波で「おしろい」「おはぐる」とともに、あの高い位置に描かれた丸くて濃い眉が一般的となったのだとか。眉毛は些細な感情の変化さえも表してしまうものなので、喜怒哀楽を表に出さず、あえて表情を隠すことが高貴の証であったといわれています。いわれてみれば、確かにマユタテアカネの眉斑も、「おかめのお面」の眉毛にそっくりですよー！

トンボについて調べていたはずが、いつの間にか美容や美学の歴史に関する学びに熱中していったのでした。生きものの観察が、また一つ、自分の世界を広げてくれた気がします。

